

第 3 3 6 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録



令和 6 年 8 月 2 6 日

第336回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後2時から
- 2 開催場所 静岡中央ビル 5階 第1会議室
(静岡市葵区迫手町9番18号)
- 3 議事内容
 - (1) 資源管理の状況等の報告について 資料1
 - (2) 大川川における水産動物の採捕禁止について 資料2
 - (3) 都田川における水産動物の採捕禁止について 資料3
 - (4) うなぎ稚魚漁業の許可について 資料4
 - (5) 静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について 資料5
 - (6) その他
 - ・ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	後藤 充宏	大石真衣子	古畑 恵子	平野 國行
	服部乃利子	和泉 誠	秋山 信彦	森田 禮治
	牧野 悠輔			
水産・海洋局	山下 啓道			
水産資源課	伊藤 円	松山 創	田中 寿臣	安倍 基温
	鈴木 聡志	日吉菜々子		
- 5 欠席者氏名 関 いずみ

- 伊藤課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第336回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。
- なお、本日は関委員以外の9名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。
- それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 皆さんこんにちは、会長の平野です。お暑い中御出席いただき、ありがとうございます。本日も最後までスムーズな進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。
- 伊藤課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、後藤委員と古畑委員をお願いいたします。
- 伊藤課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「資源管理の状況等の報告について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の報告の内容は、資源管理の状況等の報告についてでございます。
- Iの経緯を説明いたします。1の「資源管理の状況等の報告」制度の内容・趣旨について。令和2年の漁業法の改正により、次のようになりました。①漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告することが義務付けられました。②そして、知事は一年に一回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を付して、委員会に対し報告します。2の資源管理状況等の報告期限及び報告内容について。報告は、1月から12月末までの内容について、翌年の6月末日までに報告することとされております。漁業法施行規則に定められている報告内容は表とおりです。ただ、この内容は、海面や養殖業も合わせた内容になっておりますので、何を報告するかについては、ガイドラインで具体的例が示されており、第5種共同漁業権についてはこちらに従っておりますので御了承ください。3の今回の報告について。今回、令和5年1月から12月末までを対象とした別添報告結果のとりまとめ及び当該報告にかかる知事の意見を報告させていただきます。3ページを横にして御覧ください。

3 ページから 6 ページまでが、各漁協の報告となります。伊東市松川漁業協同組合の報告を例に説明します。報告内容として(1)漁業権の種類及び免許番号ということで、①免許番号が内共第 1 号、②漁業権者が伊東市松川漁業協同組合、③漁業の名称があゆ、あまご、にじます、うなぎです。(2)報告の対象となる期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日です。(3)資源管理に関する取組の実施状況は、漁場監視巡回、カワウ追払い、環境保全の啓発を実施しています。(4)漁場の活用状況として①日券と年券の遊漁券の販売数、②増殖実施量と③目標増殖量になります。②の増殖実施量については昨年度委員会の目標増殖量の実績報告と同様となります。(5)組合員行使権として①組合委員行使権者、漁協の組合員数と②組合員行使権の行使の状況になります。②については、漁協組合員は漁具・漁法や期間、区域について行使規則で制限されているとおりの内容を実施していることとなります。(6)その他は、それ以外で報告された内容になります。以上が報告内容です。最後に判断ですが、適正の場合には○をつけています。以降の漁協の説明は割愛させていただきますが、漁場監視巡回やカワウ対策等を行っていること、関係法令を遵守していることを報告しています。そして、全ての漁協が適正であると判断しております。1 ページにお戻りください。最後 4 の知事の意見について。漁業権者からの報告内容を精査し、内容が適切であると判断されたため、別紙のとおり知事の意見として報告します。次のページを御覧ください。知事から委員会へ宛てた、漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告についてです。令和 5 年 1 月から 12 月までの期間における、本県の第 5 種共同漁業権者からの報告内容を精査した結果、いずれの漁業権漁場についても適正に漁場が活用され、資源管理の取組がなされていたことを報告する、という内容になります。以上が、知事の意見になります。

7 ページに参考として、この報告は何に使うのかを記載しています。本報告制度は、現在の漁業者が(1)の「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうかを把握する上で、参考となるものです。「適切かつ有効」の判断については、次の場合に活用します。漁業法第 63 条第 1 項第 2 号の海区漁場計画の要件等、第 73 条第 2 項の免許をすべき者の決定、第 91 条の指導及び勧告です。(2)の指導及び勧告について。都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、漁業法第 91 条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められております。都道府県は、資源管理の状況等の報告を受けた場合には、指導の必要正につき検討を行う必要があります。このように、漁協の活動をオープンにし、適切な形に是正させていくことが報告の趣旨の一つとなります。(3)の「適切かつ有効」に活用とは何かについて説明します。「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高められるように漁場を活用している状況のことを言います。漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、点線内の内容が具体的例として挙げられておりますが、このような事情を総合的に考慮することが適当とされております。また、8 ページからは関係法令を記載しています。

疑問点等ございましたら、質問をお願いします。事務局からは以上です。

○平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（１）については終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（２）は「狩野川漁業共同組合（内共第８号）遊漁規則の変更について大川川における水産動物の採捕禁止について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 それでは、議事２について説明させていただきます。資料２をご覧ください。大川川における水産動物の採捕禁止についてです。資料２の１ページを御覧ください。

Ⅰの経緯を説明します。まずⅠの禁漁措置の設定及び継続。東伊豆町の大川川水系大川川及びその支流については、昭和55年から地元の要望に県の富士養鱒場が協力して、あまごの資源量及び分布の調査を行いました。その結果、大川川の上流部及び支流における採捕を制限することで、流域全体のあまご資源が保護されると判断されました。そのため、昭和56年から本委員会指示により、禁漁区域における禁漁措置を講じております。その後、調査は平成10年頃に終了したものの、平成11年以降は地元大川地区の有志で構成される団体、以下「管理団体」という、が①大川川のあまご資源の保護、増殖②禁漁区域外における釣り人の誘客、放流活動、清掃等の河川整備の取組みを実施してきました。また、地元自治体は、委員会指示による禁漁措置の継続の要望を行っております。次にⅡの委員会指示更新の要旨。禁漁措置の有効性や管理団体の保護活動等禁漁区域が適切な管理下にあるか等、確認のため平成30年から水産資源課が現場ヒアリングを実施しています。今年の現場ヒアリングにて、禁漁区では継続して管理団体により適切な管理がなされていることを確認しました。また、地元自治体からは引き続き、採捕禁止期間の更新の要望が挙げられています。4ページから12ページが要望と管理団体の活動についての文書となっております。これらの内容を踏まえて、次期委員会指示を現行の指示内容と同様に更新します。1ページにお戻りください。

続きましてⅡの概要として現在の指示内容について。禁止区域は参拝橋より上流の大川川本流です。3ページを横にして御覧ください。大川川の地図になります。右側が海、下流側で、左側が上流になります。吹き出しで示している場所が参拝橋であり、ここより左側の上流側が禁止区域となります。1ページにお戻りください。対象魚種は全魚種、禁止期間は3月1日から10月31日までです。なお、県内全域にかかる規則である静岡県漁業調整規則では、アマゴが11月1日から翌2月末日まで禁漁としているため、禁止区域ではアマゴが周年禁漁という形になります。そして、適用除外として静岡県漁業調整規則第47条第1項に基づき知事の許可を受けている場合、指示の有効期間が令和4年11月1日から令和6年10月31日となっています。

Ⅲの指示事項についてです。現行の指示と同じ内容で、有効期間を令和6年11月1日から令和8年10月31日までとして指示を更新します。この委員会です承さ

れた場合は、別案のとおり県公報にて公示します。2ページを御覧ください。別案になります。下線部分が変更点であり、指示番号と有効期間が変更となります。大川川水系大川川（東伊豆町内）における水産動物の採捕について、この案のとおり禁止区域及び禁止期間を指示してよろしいか、内水面における遊漁と水産資源保護との調整に関する観点から審議の上決定をお願いします。

なお、13ページに根拠法令を記載しています。漁業法第120条第1項より、海区漁業調整委員会または連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができるとなっています。また、漁業法第171条第4項では、この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行うとなっています。指示の内容にあった適用除外としてありました、静岡県漁業調整規則第47条第1項は、この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具もしくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しないとなっています。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 指示の内容については問題ないのですが、この管理団体はどのような方なんでしょう。漁業協同組合ではないということでしょうか。
- 日吉主事 漁協の方ではなく、大川区の方になります。
- 服部委員 そういった、漁協ではなく有志の方に指示内容を守っていただくということですか。
- 日吉主事 委員会指示は漁協の組合員だけに適用されるものではなく、県民全体や遊漁者にも適用される内容になります。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（2）でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（2）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長

続きまして、議事の（３）「都田川における水産動物の採捕禁止について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

続いて、議事３について説明させていただきます。資料３をご覧ください。都田川における水産動物の採捕禁止についてです。資料３の１ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。まず１、都田川におけるアユの産卵場について。静岡県漁業調整規則第40条第１項に定める産卵場保護のための、10月11日から11月15日までの水産動物採捕禁止区域は、都田川においては潜竜橋から田米寺橋までとして、県の方で禁漁区としております。しかし、潜竜橋とその上流にある都田橋の間、以降「本水域」と言います、において、アユの産卵と産卵場としての適正が確認され、アユの産卵場が形成されていることが明らかとなりました。9ページを横にして御覧ください。都田川の地図になります。下が浜名湖のある下流側、上が都田川ダムがある上流側になります。矢印と橋の名前が3か所ある中で、最下流に示しているのが田米寺橋になります。田米寺橋から上流に行って、次に示しているのが潜竜橋になります。この二つの橋の間が、静岡県漁業調整規則で10月11日から11月15日の間禁漁としている区域です。また、最上流で示しているのが都田橋になります。この都田橋と潜竜橋の区間、静岡県漁業調整規則で禁漁区としている区間よりも上流の区間で、アユの産卵場が形成されていることが明らかになりました。次の10ページから15ページは、平成27年に実施された潜竜橋から都田橋までの区域によるアユの産卵調査の結果になります。1ページにお戻りください。平成28年9月16日付けで本委員会指示により10月11日から11月15日までの期間、本水域における水産動物の採捕を禁止いたしました。次に、2の本委員会指示更新の要旨について。本水域においては、その後も継続してアユの産卵場が当該採捕禁止期間に形成されていることが、都田川非出資漁業協同組合から報告されており、現行の本委員会指示と同様の内容で水産動物の採捕を禁止することに同意しております。なお、都田川非出資漁業協同組合の漁業権漁場は都田橋の上流端より上流の区域であり、漁業権魚種はアユのみとなっております。資料最後の16ページが、都田川非出資漁業協同組合の同意書となっております。前回指示の根拠とした平成27年秋季の調査以降、本水域の河川環境には大きな変化はないことから、漁協による上記の報告は妥当と考えられます。1ページにお戻りください。

続きましてIIの概要として現在の指示内容について。禁止区域が都田橋上流端から潜竜橋上流端まで、対象魚種が水産動物、禁止期間が10月11日から11月15日まで、適用除外として静岡県漁業調整規則第47条第１項に基づき知事の許可を受けている場合、指示の有効期間が令和４年10月30日から令和６年9月30日までとなっております。

IIIの指示事項についてです。現行の指示と同じ内容で、有効期間を令和６年10月１日から令和８年9月30日までとして指示を更新します。また、浜松市行政区の再編に伴い、「浜松市北区都田町」という記載を「浜松市浜名区都田町」に修正します。この委員会です承された場合は、別案のとおり県公報にて公示します。

2ページを御覧ください。ここから8ページまでが別案になります。下線部分に変更点であり、2ページの指示番号、行政区、有効期間が変更となります。都田川水系における水産動物の採捕について、この案のとおり禁止区域及び禁止期間を指示してよろしいか、内水面における遊漁と水産資源保護との調整に関する観点から審議のうえ決定をお願いします。

また、17ページに根拠法令を記載しています。この根拠法令内容については、先ほどの議事2で説明した内容と同様になります。

それでは、御審議の程よろしく願いいたします。

- 平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 温暖化によってあゆの産卵が遅れていると、委員会内で話も聞いたことがありますが、今の1か月の禁止期間で良いのでしょうか。
- 日吉主事 都田川漁協に確認したところ、期間についての意見はありませんでしたので、現状の禁止期間で問題無いと考えております。
- 平野会長 確かに、温暖化によってあゆの産卵は遅れていますが、あまりに遅く産卵されたものについては再生産にいくというか、釣果に寄与しないと考えられます。皆さんが釣って喜ぶサイズになるあゆについての指示になるかと思えます。
- 服部委員 では、大きくなるサイズのあゆを守る、という時期の指示になるということですね。承知しました。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(3)でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の(3)については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の(4)は「うなぎ稚魚漁業の許可について」でございします。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 鈴木主任 水産資源課の鈴木です。うなぎ稚魚漁業の許可について御説明させていただきます。資料4になります。このうなぎ稚魚漁業の許可内容については、昨年8月の本委員会におきまして御審議いただき、知事許可漁業へ移行いたしました。本日は、今年度の許可についての諮問となります。基本的には、昨年と同様の内容ではありますが、知事許可化2年目ということで、一部修正がございします。なお、本日御審議いただく内容については、7/23に開催されました静岡県海区漁業調整

員会においても御審議いただいております。

資料の1ページ目を御覧ください。1知事許可漁業化の経緯について、説明させていただきます。本県では、漁業調整規則によって、原則シラスウナギの採捕を禁止しております。一方で、養殖用の種苗を確保する必要があるため、種苗採捕許可として、特別にシラスウナギの採捕を許可してきました。一方、令和2年12月に漁業法が改正され、シラスウナギが「特定水産動植物」が指定され、従前の種苗採捕の許可では採捕ができなくなり、知事許可漁業へ移行いたしました。令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において、知事許可漁業に対応した許可の取扱方針、制限措置を諮問し了承され、昨年12月から知事許可漁業に基づくシラスウナギ採捕が開始され、漁期は4月30日に終了しております。2の令和5年漁期の許可の実績ですが、県内20の操業区域がありまして、うち16区域では法人、4区域では法人ではなく個人へ許可いたしました。県内の採捕従事者の合計は889人でした。許可の有効期限は、今年4月30日でしたので、今回は令和6年漁期の制限措置、許可の基準等についての諮問となります。

それでは、2ページ目に移っていただきまして、今回の諮問事項となります。1つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。制限措置については、資源の保護等を勘案して、人数や区域を増やすなど、これまでの規模を超える許可は出さない考えとしております。漁業種類について、各区域の使用できる漁具はこれまでと同様。漁業者の数について、各区域の従事者数は昨年と同数以内。操業区域も基本的に、これまでと同様ですが、2つの区域のみ一部変更がございます。これは、採捕区域増やすわけではなく、地形の変化で採捕場所が危険となった、また、密漁取締りの観点で、同等の距離を他の場所にズラす変更でございます。漁業時期も、これまでと同様12/1～4/30とします。許可を申請すべき期間は、令和6年9月10日から令和6年10月10日までの1か月間としたいと思います。ただいま説明しました制限措置の告示案については3ページ以降になりまして、下線部が変更点となります。

変更点について、漁業を営む者の資格の欄ですが、浜松市の区再編等の実態に合わせて表記を変更しております。また、「その者のみで組織する法人」の部分ですが、昨年は単に、地区内に事業所を有する者としており、事業所があれば県外の人でも申請できるとも、読めたため、書き方を変更しております。以前から、地元の者に許可を出すという考えでしたので、実態は変わっておりません。右の漁業者の数の変更箇所については、R5申請時点で許可枠より少なかった区域、また採捕実績がゼロの者がいた区域では、1～3名程度、減っております。

2ページにお戻りいただき、諮問事項の2つ目が、許可の基準についてです。公示した漁業者の数を超える申請があった場合の許可の優先順位になります。昨年からの変更点は、アが追加された点です。昨年は許可1年目ということで、前年に許可を受けていた法人または個人がない、という状況でした。そのため、従来の種苗採捕許可の時に、採捕数量が多い者に優先して許可しました。一方、今後は、前年度に許可を受けていた者が申請した場合は、その者に優先して許可する形にしたいと考えております。この考え方は、他の知事許可漁業と同じです。知事許可漁業の許可の基準は、令和3年3月の海区で諮問協議され了承されたものになります。ルールを守って、かつ採捕実績がある者に許可を出すという考え

です。

諮問事項の3つ目の許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和6年12月1日から令和6年4月30日までとしたいと思います。諮問事項の説明については以上となります。

その他の資料ですが、15ページに、諮問2の許可の基準の変更を反映した取扱い方針を、19ページに知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文がございます。また、参考として20ページ以降に、関係法令の抜粋がございます。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、3今後のスケジュールになります。既に、海区漁業調整委員会では了承済みですので、本委員会においても諮問し、答申が得られましたら、3～14ページの内容で、県公報で告示いたします。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

説明は以上になります。御審議の程、よろしく申し上げます。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 古畑委員 漁業を営む者の資格について、その者のみで組織する法人というのは一般的な書き方なのでしょうか。他の地方自治体でも例があるのでしょうか。
- 鈴木主任 他県の例として、地区内に事業所を有する者という、昨年と同じ書きぶりものがあります。しかし、これですと他県の方が県内に事業所を有していたら申請できてしまいます。実態として地区の方が法人に入っているため、実態に合わせてその地区に住んでいる人たちが組織された法人、という記載にいたしました。
- 古畑委員 個人について、市内と限定すると厳しいものには感じますが、実情としては問題無いということですか。
- 鈴木主任 実情として問題ありません。従前から変わらず、書きぶりを変えることではじかれてしまう人はいないです。
- 後藤委員 採捕したうなぎというのは、養鰻業者に全て渡すのでしょうか。静岡県内の養鰻業者だけとか、県外に出しても良いとか、あるのでしょうか。
- 鈴木主任 昨年知事許可漁協に移行し、従来は県内の養鰻業者だけでしたが、制限が無くなり県内県外限らず出せるようになりました。
- 後藤委員 養鰻業者以外に流れることはないのでしょうか。
- 鈴木主任 養鰻業者の前に問屋に行きます。そこに制限はございません。
- 後藤委員 聞いたところによると、シラスウナギを踊り食いしたことがある人がいるそう

です。そういうことはあり得るのでしょうか。違反になったりとかは……。

○鈴木主任 基本的には、養鰻目的の種苗採捕になるため、養鰻業者に渡るようになっていきます。

○伊藤課長 法律上食べてはいけない、とはどこにも明記されていません。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（４）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（４）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（５）は「静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○松山班長 水産資源課の松山です。本日は、「静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について」、諮問させていただきます。では、座って、説明させていただきます。それでは、資料５の１ページ目を御覧下さい。経緯の部分から説明いたします。

漁業調整規則は、御承知のとおり、本県における水産資源の保護培養や漁業調整に係る規定を定めた規則です。１つ目のポツですが、この規則については、令和２年の改正漁業法の施行に合わせまして、当時、海面の規則と内水面の規則の２本に分かれていた規則を一つにまとめまして、新たな漁業調整規則として令和２年１１月に制定いたしました。規則制定に当たっては、令和２年９月の内水面漁場管理委員会におきまして、御審議をいただいております。

次に２つ目のポツですが、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が令和６年６月２６日に公布されました。６ページから官報を付けてあります。主な改正理由としては、青森県大間でのマグロの不正流通を受けた改正となっております。

１ページ目にお戻りいただき、漁業法改正の内、規則改正に係る部分は、漁業法５２条の衛星船位測定送信機等に関する部分と、罰則について規定されている部分のうち、第１８９条～１９６条の両罰規定の対象になる部分で、これらの施行は「公布の日から起算して、２０日を経過した日」となっており、令和６年７月１６日に施行されました。

次に３つ目のポツですが、刑法等の一部を改正する法律が令和４年６月１７日に公布されました。１３ページから官報を付けてあります。主な改正理由は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るためとなっております。

1 ページ目にお戻りいただき、施行は「公布の日から起算して、三年を超えない範囲内において政令で定める日」となっており、政令により施行期日は「令和7年6月1日」となっております。刑法改正の内、規則改正に係る部分は、「懲役」及び「禁錮」を廃止して、「拘禁刑」を創設する部分です。

4つ目のポツですが、これらの改正を受けまして、改正後の漁業法及び刑法の新たな規定を反映した整備を行う必要が生じたことから、静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、次に示した1から3の改正を行います。

1～3について、それぞれの改正理由と改正内容について次に説明いたします。

「1 衛星船位測定送信機等の機能を損なう行為の禁止について新たに規定」ですが、これは規則の第50条関係になります。改正理由としては、規則第50条第1項に「衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じることができる」となっているのですが、今回「命じられた者」は「通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」ことが新たに漁業法に規定されました。規則においても規制の内容等について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載する必要が生じたため追加いたします。改正内容ですが、規則第50条に第2項として「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」を加えます。

次に「2 拘禁刑の創設による修正」ですが、これは規則の第57条の関係になります。改正理由としては、先程もご説明しましたが刑法の改正で、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑が創設されたことから、規則においても刑罰の表記の変更を行う必要が生じたため文言を修正するものです。改正内容ですが、規則第57条第1項に規定している「6月以下の懲役」を「6月以下の拘禁刑」に改めます。

次に「3 両罰規定の対象となる規定について文言の適正化」ですが、これは規則の第57条及び第58条の関係になります。改正理由は2ページ目になりますが、規則第59条に両罰規定について定めていますが、その対象となる第57条第1項及び第58条について、自然人を対象とすることを明確化するために文言を修正するものです。改正内容ですが、4ページの公布文案をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後になります。まず、規則第57条第1項中「いずれかに該当する者は」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中の「違反した者」を「違反したとき。」に改めます。また、第58条中「規定に違反した者は、」を「規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、」に改めます。以上のように今回の修正は、形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではないことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障もないものと判断しています。

2 ページ目に戻って頂き、施行日及び経過措置についてですが、この規則については、公布と同時に施行したいと思います。ただし、第57条第1項の改正規定のうち「懲役」を「拘禁刑」に改める部分については、刑法等の一部を改正する法律の施行日が令和7年6月1日であることから、規則の施行日も同日の令和7年6月1日といたします。また、「懲役」を「拘禁刑」に改める部分については、この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとしたいと思います。これらについては、5ページの附則にそれぞれ規定しております。

改正の理由と内容などについては、以上となります。

2ページのⅡ諮問事項ですが、ただいま説明させていただいた規則の改正につきまして、漁業法第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項に基づきまして、委員会の御意見をいただきたく、御審議をお願いいたします。なお、3ページに諮問文書を添付しております。また、関係法令等につきましては23ページ以降をご参照ください。

最後に、今後の予定を2ページのⅢに記載してあります。本日答申を頂けましたら、このあと海区漁業調整委員会に諮問いたします。その後、検察庁との協議を行い、水産庁の認可、県庁内の決裁を経まして、規則改正の公示を12月下旬頃に行い施行の予定となっています。また、公報文案について、軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。

以上となります。御審議の程、よろしくお願い致します。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などはございますか。
- 後藤委員 衛星船位測定送信機等についてがよく分からないのですが、GPS的なものでしょうか。
- 松山班長 船のGPSになります。大臣許可は漁業法に基づいて指示をしています。
- 後藤委員 操業中にGPSを切ってはいけない、とかの内容ということでしょうか。
- 松山班長 そのとおりです。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（5）でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（5）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（6）は「その他」でございします。まずは、次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について連絡します。次回の開催は12月を予定しています。また日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 平野会長 その他、皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさ

させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局に
お願いします。

○伊藤課長

平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり
御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、
第336回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

、事務局に
間にわたり
ちまして、

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 6年 9月 21日

議長 平野國行



令和 6年 9月 27日

議事録署名人

後藤 充宏



令和 6年 10月 3日

議事録署名人

古畑 真子



